

事務所通信 かわらばん ぬのかわ

第74号
2008年6月15日
<http://www.nunokawa.co.jp/>

発行人 布川税務会計事務所
(株)布川計算センター
編集責任者 鈴木 勉・高橋毅志

所有権移転外リース取引に係る税法改正概要

I 改正の概要

【改正前】リース取引のうち、所有権移転リース取引のみを売買取引として取り扱う。

【改正後】平成20年4月1日以後に締結するリース取引については、所有権移転外リース取引も含め、すべて売買取引として取り扱う。

II リース取引の分類と適用関係

リース取引	所有権移転リース取引	— 定額法、定率法等により減価償却
	所有権移転外リース取引	— リース期間定額法により減価償却

III 賃借人の処理

売買取引として取り扱うため減価償却を行います。この場合の留意点は次の通りです。

- 償却方法・・・リース期間定額法
- 取得価額・・・リース期間中に支払うリース料の合計額 + 事業供用費用
- 償却限度額
 $(\text{取得価額} - \text{残価保証額}) \times \text{当期(年)におけるリース期間の月数} / \text{リース期間の月数}$
- 減価償却費として計上せず、リース料(事業供用費用も含む)を賃借料として経理した場合であっても、その金額を減価償却費として経理したものとみなし、税法で定める限度額までの金額が損金算入されます。

詳しい内容につきましては、当事務所担当者までお気軽にお尋ね下さい。(吉原 稔)

経営事項審査の改正について(その2)

公共工事に入札を希望する建設業者は、毎年、経営事項審査を受けることが義務づけられており、審査の総合評点(P評点と呼ばれています)で入札参加ランク格付けが決まります。総合評点は、下記の5項目から計算します。

尚、前号で改正の概要のうち①～③までの説明をさせて頂きましたので、今回は④、⑤について説明させて頂きます。

【全体を1とした場合のP評点の比重割合】

	改正前	改正後
①工事種類別年間完成工事高(X1)		
②自己資本額及び職員数(X2)	X1 0.35	0.25
③経営状況(Y)	X2 0.1	0.15
④技術力(Z)	Y 0.2	0.2
⑤その他の審査項目(W)	Z 0.2	0.25
	W 0.15	0.15

(1)的確な技術力評価(Z)

- 元請のマネジメント能力を評価する観点から、新たに元請の完工高の評価
- 技術力(Z)のウェイトの引き上げ
- 1人の技術者を複数業種で重複を2業種までに制限

(2)社会責任の果たし方によって差のつく評価(W)

- 労働福祉の状況や防災協定の締結、営業年数等について加点・減点の幅を拡大及びW全体の評点引き上げ
- 法令遵守状況を評価対象に追加

以上が今回の経営事項審査の改正のポイントです。決算前には、担当者とシミュレーションを行うことをお勧めします。(鈴木 勉)

次期経営計画の策定を実施しました



(写真右から社長さん、桜井 於:(株)フジ急社長室)

今回、次期経営計画の策定にご参加頂いたのは、つくば市で運送業をされている、株式会社フジ急の代表取締役・来栖賢一さんです。

同社は、主に建築資材、印刷物の運送を行っています。昨今は、原油の高騰により厳しい経済環境ではありますが、堅実に業績を伸ばしています。

内容は、事前に売上高の目標を作成して頂き、目標数値を基に固定費の試算と資金繰りの計画について話し合いをさせて頂きました。

【社長さんからのコメント】

次期予測に参加することにより、翌期の経営計画はもちろん、キャッシュフローにも役立てています。今後ともご指導の程宜しく願います。

【担当者から一言】

来栖社長は、情に厚く人間味あふれた方で取引先からも信頼されています。次期予測にも積極的に参加して下さい。今後も次期予測を通じて少しでもお役に立てればと思います。(桜井和尋)

職員紹介⑱

氏名:岡田 勝 入所年月日:平成2年2月 所属課:第2課



入所して19年目となりました。これまでいろいろな経営者の方々に出会い、貴重な経験をさせて頂きました。その経験を生かし、これからも日々自己研鑽を怠らず、初心を忘れず業務に取り組み、関与先の皆様の成長・発展のお役に立てる職員を目指して参ります。どうぞ宜しくお願い致します。

[上司の一言]

税務処理は非常に正確で、勉強熱心です。また、税務以外の関与先の皆様のお困り事にも親切に対応しており模範的な職員です。

(第2課課長 宮本 実)

編集後記

梅雨の晴れ間の青空はすっかり夏という感じです。7月に入ると、源泉所得税の納付、所得税の予定納税と予定納税の減額申請などがあります。所得税の予定納税の減額申請は、7月15日までに申請が必要です。詳しい内容は監査担当者までお尋ね下さい。(高橋毅志)